

令和6年第一回都議会定例会

文 書 質 問 趣 意 書

提出者 漢 人 あきこ

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。



古紙パルプ配合率70%再生紙を使用しています
石油系溶剤を含まないインキを使用しています

質 問 事 項

- 一 “はけ”と野川を壊す都市計画道路の優先整備路線選定根拠について
- 二 医学的適応のない卵子凍結支援事業について
- 三 2030年熱中症死亡者半減とエネルギー貧困対策について
- 四 東京水素ビジョン～燃料電池バス補助について
- 五 中野区を会場とした「令和5年度国民保護共同訓練」について
- 六 自衛隊による市街地行進訓練について
- 七 朝鮮学校運営費補助金の不交付と東京都子ども基本条例について
- 八 玉川上水整備活用計画と生物多様性について

一 “はけ”と野川を壊す都市計画道路の優先整備路線選定根拠について

都市計画道路小金井3・4・1号線、小金井3・4・11号線外（以下、2路線）が「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」において優先整備路線に選定されたのは2016（H28）年3月です。10年後の2026年3月をめどに事業着手するとされ、すでに8年が経過しました。都は、第四次事業化計画に関する自治体との意見交換を行っています。

第四次事業化計画の策定過程において、2路線を優先整備路線にすることについて、都はパブリックコメントを実施しました。2,000件を超える疑問、反対の声が届けられましたが、都は優先整備路線に選定しました。

あらためて、2路線の選定理由の根拠を問い、その根拠はいまも有効性があるのか伺います。

1 「交通量予測」について

ア 都市計画道路の必要性を判断する目安として交通量「6,000台／日」としてはありますが、その根拠を伺います。

イ 交通量推計にあたっては2005（H17）年度全国道路・街路交通情勢調査に基づいて予測していますが、具体的にどのような推計方法なのか伺います。

ウ 以下のデータを示してください。

a 2015（H27）年度の優先整備路線選定時の、小金井街道、新小金井街道、連雀通りの小金井市及び周辺の実測データ

b 2路線完成時、フルネット完成時の2路線の交通量予測データ

c 2路線完成時、フルネット完成時での小金井街道、新小金井街道、連雀通りの、aと同箇所の交通量予測データ

2 小金井エリアの都道等の幹線道路の交通量について

交通センサスは2005（H17）年度以降、2010年、2015年、2021年に行

われています。2路線に関係すると思われる小金井及び周辺エリアの都道等幹線道路の交通量は、2005年を基準年に2021年までの推移を見ると、全体に減少傾向を示し、20～30%減の地点も少なくありません。

野川ほたる村は2023（R5）年の調査について、「特筆すべきは小金井街道前原5丁目の交通量が、完成年予測値の8,000台／日（12時間換算約6,200台）と同水準にまで減少していることだ」と指摘しています。

ア 2005（H17）年以降、優先整備路線選定後も交通量が減少傾向にあるため、優先整備路線選定の有効性が失われつつあると考えますが、見解を伺います。

イ 都は、小金井市の既存の都道等幹線道路について、2005（H17）年以降、交通量の推移をどのように予測していましたか。予測していれば、そのデータを示してください。

3 3・4・11号線の選定項目「自動車交通の円滑化」はいまも有効なのか

3・4・11号線は第四次事業化計画で、「選定項目2 自動車交通の円滑化」によって優先整備路線に選定されました。

第四次事業化計画では「選定項目2 自動車交通の円滑化」について、以下のように記されています。

（広域的視点）では「渋滞を早期に解消していくため、主要渋滞箇所を含む区間や混雑度1.25を上回る区間について、交通の転換や拡幅により、渋滞緩和に寄与することが期待される区間を優先性の高い区間として選定します。」

（地域的視点）では「こうした地域においては混雑の解消などを進めていく必要があります。また、地域内の公共交通不便地域の解消のため、都市計画道路の整備により、バスなどの公共交通の導入を計画している

箇所もあります。このように現在、地域で抱える交通課題の解決に資する都市計画道路を優先性の高い区間として選定します。」

このように「自動車交通の円滑化」は、いずれも「渋滞の解消」を重要課題としています。

ア 第四次事業化計画の優先整備路線選定にあたって、渋滞調査は行われたか伺います。

イ 優先整備路線選定時の「433か所」は、2013（H25）年の「首都圏渋滞ボトルネック対策協議会資料」によるものか伺います。

ウ 「433か所」の内、小金井市の渋滞区間、箇所を示してください。

エ ウの区間、箇所の渋滞解消のための対策は、選定後行われたか伺います。

オ 優先整備路線選定後、「首都圏渋滞ボトルネック対策協議会」による同様の調査は行われましたか。その結果を伺います。

カ 渋滞調査は、優先整備路線選定後の2018（H30）年に建設局が行い、小金井街道（前原坂上交差点）が最大で11月27日（火）750m、12月2日（日）360mでした。

その後、「野川ほたる村」の2023（R5）年調査では、小金井街道（前原坂上交差点）について「やや渋滞する時間帯でも短時間に終わり、最大2回の信号待ちで通過。現在ではほとんど渋滞のない状態になっている」としています。

都は、現時点での小金井街道（前原坂上交差点）の渋滞状況を把握しているか伺います。

キ 今後、渋滞調査は予定されているか伺います。

4 3・4・1号線の選定項目「地域の安全性の向上」はいまも有効なのか

3・4・1号線は第四次事業化計画で「選定項目4 地域の安全性の向上」によって優先整備路線に選定されました。

第四次事業化計画では「選定項目4 地域の安全性の向上」について、以下のように記されています。

(広域的な視点)「生活道路での交通事故の原因の一つとして、円滑な交通処理を担う都市計画道路が未着手であることから、渋滞する区間を避けて、通過交通が生活道路へ流入していることが挙げられます。

(中略)人身事故密度が高い住宅エリアの街区を形成する都市計画道路を優先性の高い区間として選定します。」

(地域的な視点)「歩行者が安全に通行できない道路が都内にはいまだ数多く存在しており、(中略)歩行者、自転車、自動車それぞれの安全・安心を確保し、地域の安全性の向上に寄与する都市計画道路を優先性の高い区間として選定します。」

ア 3・4・1号線の選定理由は「地域の安全性」であり、周辺エリアが「人身事故密度の高い住宅エリア」で「地域を安心して歩くことができない状況」にあるとしています。

そのようなことを裏付けるデータなどを開示請求しましたが存在しませんでした。選定から8年間で「地域の安全性」が脅かされていることを示す新たなデータがあれば示してください。

イ 優先整備路線選定にあたって、該当エリアの抜け道調査は行われていますか。その調査結果を示してください。

ウ 建設局が2018(H30)年に行った「抜け道」調査の結果についての評価を伺います。

エ 都は、その後「抜け道」調査を行っているか伺います。

オ 今後、「抜け道」調査は行うのか伺います。

5 選定から8年。地元自治体の意向の変化について

2022（R4）年8月に小金井市が策定した小金井市都市計画マスタープランの「①都市計画道路の整備方針（広域連携軸・地域連携軸）」には、次のように記載されています。

「●東京都及び関係市と連携して、地域のまちづくりの特性、整備済み・着手路線との連続性、道路ネットワークの形成及び国分寺崖線（はけ）、野川、玉川上水及び都市公園など自然環境・景観などの保全を勘案して、必要な道路整備を計画的に進めます。

●長期間にわたり事業化する時期が未定の広域幹線道路及び幹線道路については、社会経済情勢及び地域のまちづくりの変化などを踏まえ、東京都及び関係市と連携して、都市計画道路の検証を行い、必要に応じて、見直すべきものは見直していきます。」としています。その上で、「幹線道路の整備」の項では、3・4・1号線、3・4・11号線も含め都市計画道路の市内11路線をあげ「未完成区間は、必要な道路整備を計画的に推進します。」

小金井市は2012（H24）年都市計画マスタープランで「整備推進」としていた3・4・11号線を2022年の改定において、はけと野川などの自然環境保全への市民の関心の高まり、社会情勢やまちづくりの変化を踏まえ、検証を行い、必要に応じて、見直すべきは見直す対象としました（3・4・1号線は2022年においても「見直し」とされていました）。

小金井市長は2024年第1回定例会の「施政方針」において「国分寺崖線「はけ」と野川の自然やその豊かな自然環境から生み出される文化は、本市にとってかけがえのない財産であり、宝です。都市の近郊であり宅地開発が進む利便性の高い地域であるからこそ、豊かな自然の保全が一層重要となります。こうした観点から、優先整備路線である小金井都市

計画道路3・4・1号線及び小金井都市計画道路3・4・11号線につきましては、施行者である東京都に対し事業化の中止を求める要望書を提出するなど、今後も、はけと野川を守り、豊かな暮らしや文化を後世に継承していくため、適切に対応していきたいと考えております。」と述べ、優先整備路線2路線についても市としての検証を1年かけて行うことを表明し、そのための予算化も行いました。

2路線について、選定から8年、新たな小金井市都市計画マスタープラン、市長の事業化中止の表明など、地元自治体の意向の大きな変化を尊重すべきと考えますが、いかがですか。

二 医学的適応のない卵子凍結支援事業について

「卵子・精子などの凍結保存」に関する国・自治体による公的助成は、2021（R3）年度から厚生労働省が「小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業」を創設したことに始まります。目的は同療法を受ける患者の経済的負担の軽減です。

この研究は、がんの治療など医療上の要請によって患者の妊孕性温存のための「医学的適応のある卵子凍結保存」であり、私的な個人の都合によって行われる「医学的適応のない（ノンメディカル）卵子凍結保存」とは明確に区別されています。

欧州ヒト生殖医学会（ESHRE）加盟国の卵子凍結に対する姿勢の調査結果（2017年）を見ると、加盟27カ国中、「医学的適応のある卵子凍結保存」を推進しているのは14カ国、慎重な態度を取っているのは13カ国で、14カ国が費用助成をしています。一方、「医学的適応のない卵子凍結保存」を推進しているのは6カ国、慎重な態度を取っているのは18カ国、禁止は3カ国で、費用助成している国はありません（出典：『近未来のくづく

り) を考える『不妊治療のゆくえ』／久具宏司著、春秋社刊)。

本年2月20日の施政方針表明において、知事は、少子化対策、女性の選択肢拡大をうたって、都独自の「医学的適応のない卵子凍結保存」の本格実施を提案しました。事業目的・効果に大いに疑問があり、リスク把握も不十分です。公的助成のあり方としても慎重であるべきと考え、以下、質問をします。

1 実施状況と予算について

ア 2023年度の予算の内訳（説明会：講師料含む、助成金、他）、説明会への申込人数、説明会開催回数、説明会出席人数、助成金を申請した人数を伺います。

イ 本事業の内容は女性の健康、ライフプランに大きな関わりがあり、専門機関に意見を聞くべきだと考えます。本事業について、日本産科婦人科学会、日本生殖医学会、日本産婦人科医会から意見を聞いていますか。

ウ 医療機関の紹介、斡旋をしていますか。

エ 2023年度は、予算枠を拡大し希望者全員を助成対象としたのですが、予算は限られており、抽選などにより枠内に収めることもできたと思います。希望者全員を助成対象としたのはなぜですか。

オ 2024年度においても、予算枠を超える希望者全員を助成対象とするのですか。

カ 2024年度の予算の内訳（説明会、卵子凍結助成金、企業助成金、他）を示してください。

2 少子化対策の位置づけについて

卵子凍結保存は出産を延期する選択肢を女性に与える技術ですが、少子化の一因である女性の晩産化をさらに促進することになりかねない側

面があります。また、凍結保存した卵子を用いた妊娠が成立に至るにはいくつかの技術的なハードルを超える必要があります。卵子凍結には限界があり必ず妊娠や出産ができるわけではありませんし、さらに高齢妊娠は流産・死産率が高くなります。

卵子凍結保存を少子化対策と位置づける根拠は何か伺います。

3 女性の選択肢の拡大と言えるのか

経済界からは、卵子凍結保存によって貴重な戦力を継続的に温存できる、女性従業員にとってもキャリアを中断せずに仕事に専念できるなどの利点が強調されています。しかし、逆に、若い女性従業員が妊娠・出産と仕事の両立を希望しても、企業がスキルアップや転勤などを求めて、卵子凍結保存を推奨し、逆に女性の選択を狭める可能性がないとは言いきれません。ライフプラン、個人の生殖の領域に企業が介入し女性の自己決定権が脅かされる危険が生じます。

ア 都が従業員の卵子凍結の支援に取り組む企業への助成を行う理由を伺います。

イ 女性の選択肢の拡大とは言えないのではないかと考えますが、見解を伺います。

ウ 都に求められているのは、女性従業員が希望する時に妊娠・出産が実現できるよう、企業が職場環境や処遇改善に取り組むことへの支援ではないかと考えますが、見解を伺います。

4 卵子凍結のデメリットについて

「医学的適応のない卵子凍結保存」のメリットは、自分の都合に合わせて出産を延期できること、加齢に伴う卵子の老化を回避できることなどがあげられています。一方、デメリットには以下が考えられます。

○女性個人に関して

(採卵時)

- ・ 出血や内臓損傷のリスク (低率)
- ・ 卵巣過剰刺激症候群 (卵子凍結保存のためにできるだけ多くの成熟卵子を採取。薬剤等による卵巣刺激が必要)

(高齢妊娠)

- ・ 妊娠高血圧症候群、妊娠糖尿病など
- ・ 子宮筋腫などの子宮の疾患が発症している可能性も年齢とともに高くなる
- ・ 流産、早産、死産、出産時の出血のリスクが高くなる

(凍結保存が卵子に与える影響)

- ・ 長期の凍結保存後の卵子を用いた妊娠で出生した児への影響は現時点で不明

(妊娠が成立しなかった時の落胆、ダメージ)

○実施機関 (凍結卵子の管理) に関して

- ・ 凍結卵子の取り違え (発覚に長期を要し、発覚しないケースもあり得る)
- ・ 保管のトラブル: ヒューマンエラー (保管温度など条件設定のミス)、災害による停電
- ・ 個人経営の病医院、診療所、クリニックの存続

ア これらのデメリットをどう考えているのか伺います。

イ 説明会ではデメリットについて十分に伝えているのか伺います。

5 卵子提供の問題が発生しないか

米国においては、使い切れない凍結卵子を他の女性に提供すると費用の援助が受けられるシェアリング・プログラムが存在します。また卵子売買ができる国もあります。

欧州ヒト生殖医学会（ESHRE）加盟国の調査結果（2017年）をみると、他人への卵子提供が約6割で、自分で使うノンメディカルは13.1%に留まります。海外で卵子凍結保存が増えていると言われますが、それは生殖補助技術がビジネス化している国です。有名人が体験談をSNS等で発信し話題になっていますが、一過性であるかどうかわかりません。

○欧州ヒト生殖医学会（ESHRE）加盟国の調査結果（2017年）
他人への卵子提供59.9%、医学的適応27%、ノンメディカル13.1%

* 卵子凍結保存の適応（目的）を分類

* 16カ国が協力。2013年に行われた9,126例の卵子凍結保存の内、適応が明確な8,885例の解析

（出典：『近未来の〈子づくり〉を考える－不妊治療のゆくえ』／久具宏司著、春秋社刊）

日本では、2020年に「生殖補助医療の提供等及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律」が成立し、それまで制限されてきた第三者からの卵子提供が実施に向けて動き出しています。現在、超党派の議員連盟が「特定生殖補助医療に関する法律案」（仮称）の「たたき台」をつくり議論されています。生殖補助医療の大きな課題の一つは提供卵子の確保です。

ア 今後、第三者の卵子提供が認められていけば、本事業による支援を受けた者の余剰凍結卵子を使いたい医療機関や不妊症のカップルが出てくる可能性は大きいと想定されます。助成を受けた者が同意すれば、凍結卵子を提供することは可能ですか。

イ 本事業の助成期間5年後、あるいは5年に満たなくても助成を受けた者が必要としなくなった場合、残された凍結保存卵子の扱いをどのようにお考えですか。

ウ 第三者に提供された場合、都が想定していない者が受益者となりますが、公費助成事業のあり方として問題があるのではないですか。

6 「医学的適応のない卵子凍結保存」に公費を使うことについて

ア 「医学的適応のない卵子凍結保存」に公費を使っている国はありますか。

イ 「いつかは子どもを産みたい」という願望、いわば個人の将来の保険としての「医学的適応のない卵子凍結保存」に公費を使う理由を伺います。

7 今後の5年間の経過観察とその後について

ア 5年間の経過観察を行うとのことですが、その内容は、卵子採取・凍結に至るまで、凍結卵子の使用、妊娠の成功、流産、出産の成功、子の生育、次の妊娠出産などが考えられます。5年間の経過を追い、その実績を記録し評価する仕組みはどのように作られているのですか。

イ 本事業の実績をどのようにまとめ、評価していくのですか。

ウ 本事業の展望をどのように考えているのですか。

三 2030年熱中症死亡者半減とエネルギー貧困対策について

1 熱中症対策に必須の高齢者・低所得者に対する取組み

昨年改正された気候変動適応法に基づいて閣議決定された「熱中症対策実行計画」では、「2030年に熱中症による死亡者数を現状の1,295名から半減する」という目標を明記しています。ところが、3月に示された「東京都気候変動適応計画」の改定案には「2030年、熱中症死亡者半減」

の記載がありませんでした。

東京都の熱中症死亡者数は、2019～2022年の平均で246人で、同期間の平均の交通事故死亡者数138人の2倍近い人数です。国立環境研究所は2050年までに「熱ストレス超過死亡数はすべての県において2倍以上となる」と予測していますから、都は500人を超えることとなります。

また、総務省によれば、今年の夏に熱中症で救急搬送されたのは日本全体で91,467人で、都は最多の7,325人でした。救急搬送された人のうち4割は屋内で発症し、熱中症死亡者の約9割は屋内で、エアコンを使っていない割合が8～9割、エアコンを持ってない割合が2割強。さらに、高齢者が8割以上、単身者が7割です。東京都気候変動適応センターの「夏季の都内熱中症救急搬送者数」調査によると、「高齢者が多く、所得が低い自治体で熱中症救急搬送者数が多い」ことは明らかです。

ア 都は、福祉局が中心となって2030年熱中症死亡者半減を掲げて取り組むべきだと思いますが、いかがですか。

イ 熱中症対策は、高齢者・低所得者に照準を当てるのが有効だと考えます。見解を伺います。

ウ 高齢者・低所得者に照準を当てた熱中症対策があれば、その主な取り組みを示してください。

2 高齢者・低所得者層へのエアコン普及とエネルギー貧困対策について

都は2021（R3）年度から、身近できめ細やかな対応が可能な市区町村と連携し、使用年数の浅いリユースの省エネ家電への購入等の支援を行っています。高齢者・低所得者層へのエアコン普及に有効な事業であるにもかかわらず、実施自治体は荒川区、調布市の2区市のみです。また、練馬区、足立区では、独自に一定の要件を満たした区民に対するエアコン購入ないし設置に対する補助が行われているようです。

エアコンは、今や生存権に関わるほどの重要性を持ちます。そして、必要な要件を確認するために、個々の住居を訪問する必要がありますから、市区町村での制度実施が有効です。

気候変動適応センターの調査から「高齢者が多く、所得が低い自治体で熱中症救急搬送者数が多い」ことが読み取れます。今後、気候変動が深刻化すれば、熱波による被害も増えるなど、高齢者・低所得者層に照準を当てた施策の必要性が高まることは明らかで、この対策は、環境局と福祉局が連携して行う必要があります。

ア リユース省エネ家電購入等支援は環境局所管の事業ですが、熱中症対策に確実な効果がある高齢者・低所得者層へのエアコン普及につながるため、福祉局と連携して、実施自治体増加を図るべきと考えますが、いかがですか。

イ 高齢者・低所得者層をはじめとしたエネルギー貧困世帯の実態調査に、福祉局が中心となって取り組むことが必須だと考えます。見解を伺います。

3 都営住宅における気候変動対策の状況について

都営住宅は、その入居資格から、比較的low所得者を対象としています。したがって、都営住宅に対して省エネ等を押し進めることで、気候変動対策となるだけでなく、低所得者層に対する資源の再分配、生活環境の改善といった効果を持ちます。

都営住宅では建替えに合わせて、太陽光発電設備の設置、高効率給湯器の導入、断熱性能の向上といった取り組みが行われています。

ア 建替えにおいては、どの程度の基準の断熱・省エネが行われているか伺います。

イ 都営住宅は約25万戸あり、建替えは年間で約2,000～3,000戸のペー

スで進められています。2020（R2）年ごろから、建替えのペースが遅くなっていますが、その理由を伺います。

ウ 断熱・省エネ等を伴う建替えには、様々なメリットがあり、迅速に進めるべきと考えます。今後、建替えを加速させる予定はありますか。

エ 低家賃かつ気候変動対策の進んだ住宅ストックを増やすため、新設する予定はありますか。

四 東京水素ビジョン～燃料電池バス補助について

都は2022（R4）年に「東京水素ビジョン」を作成し、都の水素の活用方法等について包括的にまとめています。水素の活用は、再生可能エネルギーを用いた電力では担いきれない分野において、一定の必要性があります。例えば、燃料電池自動車は、電気自動車が長距離移動等を苦手とすることを考えれば、特定の種類の自動車に対して用いることに合理性があると考えられます。

しかし、決まった経路を移動するバスについては、電気自動車の高性能化を待てば足りるのではないのでしょうか。あえて、開発途上であり、高額な燃料電池自動車を支援する必要性は認められません。

本来であれば電力で十分に役割を担うことのできる分野に水素を活用することになれば、水素と電力の両方のインフラが混在することになり、コストや利用しやすさの面でも問題があります。また、究極的にめざされるグリーン水素は、再生可能エネルギーの電力を用いて作られるため、エネルギー効率は明らかに再生可能エネルギーに劣り、非合理的です。

1 これらの困難にもかかわらず、燃料電池バス1台に対する上限5,000万円の補助など、燃料電池バスを推進する理由を伺います。

2 都が掲げる2030年カーボンハーフは世界的にはさらに前倒しでの取り

組みが求められており、死守しなければならない目標です。「東京水素ビジョン」による2030年までのCO₂削減目標を具体的に示してください。

五 中野区を会場とした「令和5年度国民保護共同訓練」について

本年1月15日に中野区を会場として「弾道ミサイルを想定した住民避難訓練」である「令和5年度国民保護共同訓練」が実施されました。都内で行われた「弾道ミサイルを想定した住民避難訓練」は2018年1月22日の文京区、2023年11月6日の練馬区に続いて3回目になります。今回の中野区で行われた訓練では、都営地下鉄東中野駅での住民避難訓練の他に、区立中野四季の森公園において救出・救助訓練が行われた点が特徴です。そこで、伺います。

- 1 今回実施された「令和5年度国民保護共同訓練」は『令和5年度の国民保護共同訓練実施意向等に関する調査について（回答）』の1から6のどの項目に該当するのか示してください。
- 2 2018年の文京区、2023年の練馬区では実施されなかった救出・救助訓練を、今回行った理由を伺います。救出・救助訓練を実施しようと提案したのはどの組織なのか示してください。
- 3 2023年6月7日付都総務局総合防災部『弾道ミサイルを想定した避難訓練について（素案）』によれば訓練想定として「X国から弾道ミサイルが発射され、我が国に着弾することが判明」したとされています。この訓練想定は2018年の文京区、2023年の練馬区もほぼ同様の想定ですが、「X国から弾道ミサイルが発射され」た場合、文京区、練馬区、中野区といった1つの自治体に対してのみ弾道ミサイルが発射されたとの想定は無理があります。なぜ弾道ミサイルを想定した避難訓練では単一の自

治体を想定した避難訓練を行うのか説明してください。

- 4 3に関連して、多摩地域で「弾道ミサイルを想定した住民避難訓練」を、これまで実施していない理由について伺います。
- 5 今回の訓練と、2023年6月7日付都総務局総合防災部『弾道ミサイルを想定した避難訓練について（素案）』は、実施日以外変更はないと思われませんが、その理解でよいですか。実施日の他に変更点があれば示してください。
- 6 実施日以外に大きな変更点がないとすれば、訓練に対する世論啓発や訓練参加者の日程調整などを考えれば、外部への告知は早く行うことが望ましいと考えます。にもかかわらず、都の告知は2023年12月15日、中野区は12月21日です。直前に発表した理由を伺います。また、告知時期について改善の必要があると思いますが、いかがですか。
- 7 本年1月1日に能登半島地震が発生しました。発生後72時間の救援が重要なうえに、今回は地震発生場所の中心が半島であり、道路も寸断され、消防や警察等の支援がいつもの災害以上に求められました。このような状況下では、今回の訓練は当初予定通りに実施するのではなく、中止ないしは延期して、被災地支援に全力を向けるべきであったと考えます。
都から参加機関の内閣官房や総務省消防庁などに対して、訓練の中止や延期を申し入れましたか。申し入れた場合は、その日時と内容及び参加機関からの返答を、申し入れをしていない場合は、その理由について示してください。
- 8 都ホームページの「知事の部屋」によれば、知事は今回の訓練に出席し、次のように述べています。

「今回は、弾道ミサイルを想定した訓練を行った。ロシアによるウクライナ侵攻では、キーウがミサイル攻撃を受けている。我が国周辺でも、

北朝鮮が弾道ミサイルをたびたび発射しており、極めて深刻かつ重大な脅威となっている。」

今回の訓練想定にあるX国とは北朝鮮だと考えてよいですか。

六 自衛隊による市街地行進訓練について

本年3月11日、自衛隊による市街地行進訓練が実施されました。荒川区が3月6日に『陸上自衛隊が市街地行進訓練を実施』を、足立区が3月8日に『陸上自衛隊が市街地行進訓練を実施します』と、それぞれ公式HPに公開したことにより、自衛隊による市街地行進訓練が本年3月11日に実施されることが分かりました。しかし、この両区以外でも迷彩服の上に災害派遣訓練実施中という目印をつけた自衛隊員を見たという報告もあり、3月11日の自衛隊による市街地行進訓練のルート、行き先などの詳細に関しては不明な点が多くあります。

市街地行進訓練の実施機関は自衛隊ですから、市街地行進訓練の告知に関しては自衛隊が主に担うべきです。自衛隊は公道を使って市街地行進訓練を実施したのですから、警視庁に対して何らかの事前連絡があったと思われれます。そこで、伺います。

- 1 自衛隊から警視庁に対し、市街地行進訓練について、事前の情報提供や道路使用許可申請の連絡を受けましたか。受けた場合は、その日時と内容を示してください。
- 2 市街地行進訓練で、自衛隊が通行したのは歩道のみですか。また警視庁が信号の調整や交通規制を行った場所があれば示してください。
- 3 デモの場合、警視庁がデモ隊の横を警備する事例があります。今回の市街地行進訓練で警視庁が行進訓練中の自衛隊を警備した事例はありましたか、伺います。

4 年末年始カウントダウンやハロウィンなどのイベントの際、警視庁が沿道の住民等に向けて事前に交通規制等のお知らせをすることがありますが、市街地行進訓練に関して警視庁が沿道の住民等に向けて事前にお知らせした場所がありますか。ある場合はその場所及び期間を、ない場合はその理由について示してください。

5 災害派遣訓練実施中との目印を付けていたとはいえ、自衛隊が迷彩服を着て公道を行進する市街地行進訓練は日常のありふれた行為とは言えません。そうである以上、市街地行進訓練について、市民に対して事前のお知らせが必要です。自衛隊が市街地行進訓練を行う際、都は自衛隊に対して市街地行進訓練の日時、行進ルートなどを市民向けにお知らせするように働きかけるべきです。警視庁の見解を示してください。

七 朝鮮学校運営費補助金の不交付と東京都子ども基本条例について

東京都子ども基本条例に基づいて朝鮮学校に対する補助金の凍結解除を求める「ぼくたちをなかまはずれにしないで」都民署名が、昨年11月から取り組み、この3月に知事に提出されました。

署名本文、呼びかけ団体は以下の通りです。

――

東京都知事 小池百合子様

「東京都子ども基本条例」に基づき朝鮮学校に対する補助金の凍結解除を求めます。

(理由)

2010年に石原都知事は、私立外国人学校に対する教育運営費補助金を朝鮮学校だけ突然停止しました。以降、今日まで解除されていません。

東京都は、1995年に本補助金を実施するにあたりその目的を「外国人

学校の教育条件の維持向上及び外国人学校に在学する生徒に係る就学上の経済的負担の軽減を図る」とし、実施の理由は「都内に在住する外国人は、都民として納税の義務を負っており、教育費の一定額を補助することにより、教育の充実と負担の軽減を図ることが適当である」としています。

2021年に施行した東京都子ども基本条例は、「こどもの最善の利益を最優先する」とし、差別の禁止を明記しています。東京都は、朝鮮学校に通う子どもたちが、安心して通い、学べる環境を整備する責務があります。

都民として、朝鮮学校に対する補助金を一刻も早く凍結解除することを強く求めます。

呼びかけ 「都議会勉強会」 実行委員会・東京都子ども基本条例を学ぶ
「地域連続学習会」

1 「ぼくたちをなかまはずれにしないで」都民署名は締め切り後も増え、3月22日までに18,421筆に達していると聞いています。すでに受理した日付と筆数を伺います。

2 2021年4月に施行された「東京都子ども基本条例」は、「こどもの権利条約の精神にのっとり、こどもを権利の主体として尊重し、こどもの最善の利益を最優先にする」という基本理念を明確化しています。

こどもの権利条約は、いかなる差別も許さないことをうたっていますが、国籍による差別も禁じていると考えますが、見解を伺います。

3 子ども基本条例は「全てのこどもが誰一人取り残されることなく、将来への希望を持って、伸び伸びと健やかに育っていく環境を整備していかなければならない」とうたっています。全てのこどもとは国籍を問わ

ないと考えてよいですか。

- 4 本年3月13日の予算特別委員会において、子供政策連携室長は「施策の実施にあたりましては、東京都こども基本条例の理念と、施策の性質を踏まえ、判断されるべきものと考えている」と答弁しました。「基本条例」の「理念」は個別の施策を含む都政全般に対する方向性を示すものであり、殊に人権に関する理念に例外はないと考えます。見解を伺います。

八 玉川上水整備活用計画と生物多様性について

玉川上水の小金井エリアでは、ヤマザクラの生育に支障があるとの理由で皆伐したケヤキなどの樹木のひこばえの伐採が再び行われました。東京都生物多様性地域戦略が策定され、地域からの見直しの声が高まっているにもかかわらず、このような対応がとられたことは納得できません。

現在、史跡玉川上水整備活用計画検討委員会が開催され、今年2024年中の計画策定が予定されています。

- 1 第3回委員会では、「植生管理の進め方（生物多様性の保全）」について議論が行われ、まず、植生管理、別に、生物多様性について総合的に検討されることになったと理解しています。今後の検討の予定を伺います。
- 2 年内の計画策定に向けた委員会開催とパブリックコメントなどの予定を伺います。

令和 6 年 第一回 都議会 定例会

漢人あきこ議員の文書質問に対する答弁書

質 問 事 項

- 一 “はけ”と野川を壊す都市計画道路の優先整備路線選定根拠について
 - 1 「交通量予測」について
 - ア 都市計画道路の必要性を判断する目安として交通量「6,000台／日」としているが、その根拠について伺う。

回 答

都市計画道路の最低限の規格として二車線道路を想定しており、その担うべき交通量の目安として、その二車線道路の交通容量の半分である1日6,000台を設定しています。

質 問 事 項

- 一の1のイ 交通量推計に当たっては2005（H17）年度全国道路・街路交通情勢調査に基づいて予測しているが、具体的にどのような推計方法なのか伺う。

回 答

交通量推計は、交通機関分担、発生集中交通量、分布交通量及び配分交通量の四つの計算段階に分解して予測する四段階推計法により推計しており、広く一般に用いられている予測手法です。

質 問 事 項

- 一の1のウ 以下のデータについて伺う。

- a 2015（H27）年度の優先整備路線選定時の、小金井街道、新小金井街道、連雀通りの小金井市及び周辺の実測データ

回 答

公表している「平成27年度全国道路・街路交通情勢調査」に記載のとおりです。

質 問 事 項

- 一の1のウのb 2路線完成時、フルネット完成時の2路線の交通量予測データ

回 答

御指摘のデータについては、開示請求があれば情報公開条例に基づき適切に対応します。

質 問 事 項

- 一の1のウのc 2路線完成時、フルネット完成時での小金井街道、新小金井街道、連雀通りの、aと同箇所の交通量予測データ

回 答

御指摘のデータについては、開示請求があれば情報公開条例に基づき適切に対応します。

質 問 事 項

一の 2 小金井エリアの都道等の幹線道路の交通量について

ア 2005（H17）年以降、優先整備路線選定後も交通量が減少傾向にあるため、優先整備路線選定の有効性が失われつつあると考えるが、見解を伺う。

回 答

優先整備路線は、都市の活力、防災性の強化、安全で快適な都市空間の創出などの観点から、選定しています。

質 問 事 項

一の 2 のイ 都は、小金井市の既存の都道等幹線道路について、2005（H17）年以降、交通量の推移をどのように予測していたか。予測していれば、そのデータについて伺う。

回 答

交通量については、公表している「全国道路・街路交通情勢調査」により把握しています。

質 問 事 項

一の 3 3・4・11号線の選定項目「自動車交通の円滑化」はいまも有効なのか

ア 第四次事業化計画の優先整備路線選定にあたって、渋滞調査は行われたか伺う。

回 答

優先整備路線は、都市の活力、防災性の強化、安全で快適な都市空間の創出などの観点から、選定しています。

交通量については、公表している「全国道路・街路交通情勢調査」により把握しています。

質 問 事 項

一の３のイ 優先整備路線選定時の「433か所」は、2013（H25）年の「首都圏渋滞ボトルネック対策協議会資料」によるものか伺う。

回 答

平成25年の国の「首都圏渋滞ボトルネック対策協議会資料」に記載のとおりです。

質 問 事 項

一の３のウ 「433か所」の内、小金井市の渋滞区間、箇所について伺う。

回 答

平成25年の国の「首都圏渋滞ボトルネック対策協議会資料」に記載のとおりです。

質 問 事 項

一の 3 のエ ウの区間、箇所の渋滞解消のための対策は、選定後行われたか伺う。

回 答

国等で構成される首都圏渋滞ボトルネック対策協議会において、特定された主要渋滞箇所の多摩地域における対応方針については、多摩南北道路の整備により、通過交通の地域への進入の抑制及び交通の分散を図るなどの取組を進めることとなっています。

引き続き、道路ネットワークの強化等を推進していきます。

質 問 事 項

一の 3 のオ 優先整備路線選定後、「首都圏渋滞ボトルネック対策協議会」による同様の調査は行われたか。その結果について伺う。

回 答

国等で構成される首都圏渋滞ボトルネック対策協議会は、首都圏の主要渋滞箇所の対応方針を決定した平成25年6月以降は開催されていません。

質 問 事 項

一の 3 のカ 都は、現時点での小金井街道（前原坂上交差点）の渋滞状況

を把握しているか伺う。

回 答

平成30年度に小金井街道（前原坂上交差点）を含む、小金井3・4・11号線周辺における幹線道路や生活道路の交通状況を把握することを目的に交通量調査を実施しています。

これ以降、同じ調査は実施していません。

質 問 事 項

一の3のキ 今後、渋滞調査は予定されているか伺う。

回 答

渋滞調査については、未定です。

質 問 事 項

一の4 3・4・1号線の選定項目「地域の安全性の向上」はいまも有効なのか

ア 選定から8年間で「地域の安全性」が脅かされていることを示す新たなデータがあれば伺う。

回 答

御指摘のデータについては、開示請求があれば情報公開条例に基づき適切に対応します。

質 問 事 項

一の４のイ 優先整備路線選定にあたって、該当エリアの抜け道調査は行われているか。その調査結果について伺う。

回 答

優先整備路線は、都市の活力、防災性の強化、安全で快適な都市空間の創出などの観点から、選定しています。

交通量については、公表している「全国道路・街路交通情勢調査」により把握しています。

質 問 事 項

一の４のウ 建設局が2018（H30）年に行った「抜け道」調査の結果についての評価について伺う。

回 答

平成30年度に実施した小金井3・4・11号線周辺における生活道路の通過交通に関する状況調査において、二枚橋の坂では、この地域を通過するだけの車両が半数以上であるという結果が得られており、通過交通が生活道路へ進入していると考えられます。

本路線が整備されることで通過交通が転換し、生活道路への進入が抑制され、地域の安全性が高まることが期待されます。

質 問 事 項

一の４のエ 都は、その後「抜け道」調査を行っているか伺う。

回 答

平成30年度に小金井3・4・11号線周辺における生活道路の交通状況を把握することを目的に交通量調査を実施しています。

これ以降、同じ調査は実施していません。

質 問 事 項

一の４のオ 今後、「抜け道」調査は行うか伺う。

回 答

抜け道調査については、未定です。

質 問 事 項

一の５ 2路線（3・4・11号線、3・4・1号線）について、選定から8年、新たな小金井市都市計画マスタープラン、市長の事業化中止の表明など、地元自治体の意向の大きな変化を尊重すべきと考えるが、見解を伺う。

回 答

小金井3・4・1号線及び3・4・11号線ほかは、第四次事業化計画の

優先整備路線に位置付けられており、武蔵野公園などの広域避難場所へのアクセス向上や、生活道路への通過交通抑制による地域の安全性向上に資する重要な路線です。

引き続き、事業化に向けて地元市や地域住民と意見交換を行うなど、丁寧に対応していきます。

質 問 事 項

二 医学的適応のない卵子凍結支援事業について

1 実施状況と予算について

ア 2023年度の予算の内訳（説明会：講師料含む、助成金、他）、説明会への申込人数、説明会開催回数、説明会出席人数、助成金を申請した人数を伺う。

回 答

昨年度の当初予算額の内訳は、助成に係る費用が60,000千円、卵子凍結に関する正しい知識の普及啓発等に係る経費及びその他事務費が42,000千円です。

昨年度の説明会は開催回数104回、申込者9,675人、出席者7,586人、助成金を申請した方は1,467人です。

質 問 事 項

二の1のイ 本事業について、日本産科婦人科学会、日本生殖医学会、日本産婦人科医会から意見を聞いているか伺う。

回 答

本事業は、学会等の関係機関と意見交換した上で実施しています。

質 問 事 項

二の1のウ 医療機関の紹介、斡旋をしているか伺う。

回 答

本事業では、医療機関を登録制としており、登録医療機関の一覧をホームページで公表しています。

卵子凍結を希望する方は、登録医療機関の一覧から医療機関を選択することとしています。

質 問 事 項

二の1のエ 2023年度は、予算枠を拡大し希望者全員を助成対象としたとのことだが、予算は限られており、抽選などにより枠内に収めることもできたと思う。希望者全員を助成対象としたのはなぜか伺う。

回 答

卵子凍結は、子供を産み育てたいと望んでいるものの、様々な事情により、すぐには難しい方にとって、将来の妊娠に備える選択肢の一つです。

都は、事業への参加を申し込んだ方全員の希望に応えました。

質 問 事 項

二の1のオ 2024年度においても、予算枠を超える希望者全員を助成対象とするのか伺う。

回 答

今年度の予算は、昨年度の説明会への申込者数などの実績を踏まえ、計上しています。

質 問 事 項

二の1のカ 2024年度の予算の内訳（説明会、卵子凍結助成金、企業助成金、他）を伺う。

回 答

今年度の当初予算額の内訳は、卵子凍結の助成に係る費用が440,000千円、企業への助成金が16,000千円、卵子凍結に関する正しい知識の普及啓発等に係る経費及びその他事務費が101,911千円となっています。

質 問 事 項

二の2 少子化対策の位置づけについて、卵子凍結保存を少子化対策と位置づける根拠は何か伺う。

回 答

少子化の要因は複合的であり、都は、ニーズや課題に応じて様々な対策を講じています。

卵子凍結は、子供を産み育てたいと望んでいるものの、様々な事情により、すぐには難しい方にとって、将来の妊娠に備える選択肢の一つです。

質 問 事 項

二の三 女性の選択肢の拡大と言えるのか

ア 都が従業員の卵子凍結の支援に取り組む企業への助成を行う理由を伺う。

回 答

働く女性が妊娠や出産等の時期を考える場合、卵子凍結を選択肢にできる職場環境をつくることは重要です。

質 問 事 項

二の三のイ 女性の選択肢の拡大とは言えないのではないかと考えるが、見解を伺う。

回 答

都は、企業向けに、卵子凍結の正しい知識を提供するシンポジウムやセミナーを開催しています。

質 問 事 項

二の3のウ 都に求められているのは、女性従業員が希望する時に妊娠・
出産が実現できるよう、企業が職場環境や処遇改善に取り組むことへの
支援ではないかと考えるが、見解を伺う。

回 答

都は、出産や育児のための職場環境整備として、休業や休暇を取得しや
すい制度の充実などに取り組む中小企業等に対し、専門家派遣や奨励金の
支給を行っています。

質 問 事 項

二の4 卵子凍結のデメリットについて

ア 卵子凍結のデメリットについてどう考えているのか伺う。

回 答

卵子凍結は、子供を産み育てたいと望んでいるものの、様々な事情によ
り、すぐには難しい方にとって、将来の妊娠に備える選択肢の一つです。

本事業は、卵子凍結に関する知識を正しく理解するための説明会への参
加を助成要件としており、説明会では卵子凍結のメリットやデメリット、
採卵から凍結までの医療行為の流れ等を説明しています。

質 問 事 項

二の4のイ 説明会ではデメリットについて十分に伝えているのか伺う。

回 答

説明会では、医師が専門的知見から卵子凍結のメリットやデメリット、採卵から凍結までの医療行為の流れ等を説明しています。

質 問 事 項

二の5 卵子提供の問題の発生について

ア 助成を受けた者が同意すれば、凍結卵子を提供することは可能か伺う。

回 答

本事業は、凍結卵子の売買、譲渡その他第三者への提供、海外への移送を行わないことを要件としています。

質 問 事 項

二の5のイ 本事業の助成期間5年後、あるいは5年に満たなくても助成を受けた者が必要としなくなった場合、残された凍結保存卵子の扱いをどのようにお考えか伺う。

回 答

本事業は、凍結卵子の売買、譲渡その他第三者への提供、海外への移送を行わないことを要件としています。

質 問 事 項

二の5のウ 第三者に提供された場合、都が想定していない者が受益者となるが、公費助成事業のあり方として問題があるのではないか伺う。

回 答

本事業は、凍結卵子の売買、譲渡その他第三者への提供、海外への移送を行わないことを要件としています。

質 問 事 項

二の6 「医学的適応のない卵子凍結保存」に公費を使うことについて
ア 「医学的適応のない卵子凍結保存」に公費を使っている国はあるか伺う。

回 答

加齢等による妊娠機能の低下を懸念する場合に行う卵子凍結に対して、海外における公費による助成の実施状況については把握していません。

質 問 事 項

二の6のイ 「いつかは子どもを産みたい」という願望、いわば個人の将来の保険としての「医学的適応のない卵子凍結保存」に公費を使う理由を伺う。

回 答

本事業は、子供を産み育てたいと望んでいるものの、様々な事情により、すぐには難しい方にとって、将来の妊娠に備える選択肢の一つとなるよう支援するものです。

質 問 事 項

二の七 今後の5年間の経過観察とその後について

ア 5年間の経過を追い、その実績を記録し評価する仕組みはどのように作られているのか伺う。

回 答

都は、事業の検証を行うため、卵子凍結を行った方に対して、令和10年度まで、凍結した卵子の使用状況等について調査を実施することとしています。

質 問 事 項

二の七のイ 本事業の実績をどのようにまとめ、評価していくのか伺う。

回 答

都は、卵子凍結を行った方に対して、令和10年度まで、凍結した卵子の使用状況等について調査を実施し、事業の検証を行うこととしています。

質 問 事 項

二の7のウ 本事業の展望をどのように考えているのか伺う。

回 答

都は、卵子凍結を行った方に対して、令和10年度まで、凍結した卵子の使用状況等について調査を実施し、事業の検証を行うこととしています。

質 問 事 項

三 2030年熱中症死亡者半減とエネルギー貧困対策について

1 熱中症対策に必須の高齢者・低所得者に対する取組み

ア 都は、福祉局が中心となって2030年熱中症死亡者半減を掲げて取り組むべきだが、見解を伺う。

回 答

令和6年3月に改定した東京都気候変動適応計画では、健康分野における2050年の目指すべき姿として、熱中症等による健康被害などの気温上昇による健康影響が最小限に抑えられている、としています。

都は、全庁的な推進体制の下、関係各局が連携して様々な取組を進めています。

質 問 事 項

三の1のイ 熱中症対策は、高齢者・低所得者に照準を当てるのが有効だと考えるが、見解を伺う。

回 答

熱中症の予防には、エアコンの適切な利用が有効とされており、都は、高齢者や生活保護世帯における適切なエアコン利用等を区市町村に周知するとともに、区市町村が高齢者に対し、地域の実情に応じて行う熱中症対策の取組を支援しています。

質 問 事 項

三の1のウ 高齢者・低所得者に照準を当てた熱中症対策があれば、その主な取り組みについて伺う。

回 答

都では、区市町村が高齢者に対し、地域の実情に応じて行う、熱中症予防担当者による戸別訪問や、日中猛暑時の避難場所の設置、普及啓発などの熱中症対策事業を包括補助により支援しています。

生活保護受給者については、国の基準により、保護開始時や転居の場合などの要件に合致するものに対し、冷房器具の購入等に必要な費用の支給が認められています。

また、低所得者世帯向けの貸付けである生活福祉資金では、冷暖房設備等の設置費が対象となっています。

質 問 事 項

三の2 高齢者・低所得者層へのエアコン普及とエネルギー貧困対策につ

いて

ア リユース省エネ家電購入等支援は環境局所管の事業だが、熱中症対策に確実な効果がある高齢者・低所得者層へのエアコン普及につながるため、福祉局と連携して、実施自治体増加を図るべきと考えるが、見解を伺う。

回 答

都では、リユース省エネ家電購入に係る補助の活用が進むよう、区市町村の環境主管課長会のほか、福祉主管課長会等においても働き掛けています。

質 問 事 項

三の2のイ 高齢者・低所得者層をはじめとしたエネルギー貧困世帯の実態調査に、福祉局が中心となって取り組むことが必須だと考えるが、見解を伺う。

回 答

都は、東京都気候変動適応計画に基づき、全庁的な推進体制の下、関係各局が連携して様々な取組を進めています。

質 問 事 項

三の3 都営住宅における気候変動対策の状況について

ア 建替えにおいては、どの程度の基準の断熱・省エネが行われて

いるか伺う。

回 答

令和4年度の国の公営住宅等整備基準について（技術的助言）の一部改正を踏まえ、令和5年度に、都営住宅の断熱・省エネ性能をいわゆるZEH水準に引き上げ、建替えを計画している住棟の基本設計に反映しています。

質 問 事 項

三の3のイ 都営住宅は約25万戸あり、建替えは年間で約2,000～3,000戸のペースで進められている。2020（R2）年ごろから、建替えのペースが遅くなっているが、その理由を伺う。

回 答

令和2年度以降の都営住宅建設事業の実績は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う感染防止対策として、新規工事の発注の一時見合せや、受注者の申出による設計業務や工事の一時中止を実施したことなどの影響を受けています。

質 問 事 項

三の3のウ 断熱・省エネ等を伴う建替えには、様々なメリットがあり、迅速に進めるべきと考えるが、今後、建替えを加速させる予定はあるか伺う。

回 答

都営住宅の建替えに当たっては、昭和40年代以前に建設された住棟を中心に、地域の特性や老朽化の度合いなどを勘案しながら、計画的に事業を進めています。

質 問 事 項

三の3のエ 低家賃かつ気候変動対策の進んだ住宅ストックを増やすため、新設する予定はあるか伺う。

回 答

住宅ストック全体が量的に充足している中で、今後、人口が減少する見込みであることから、都営住宅は現在のストックを最大限に活用していくこととしています。

質 問 事 項

四 東京水素ビジョン～燃料電池バス補助について

- 1 燃料電池バス1台に対する上限5,000万円の補助など、燃料電池バスを推進する理由について伺う。

回 答

脱炭素社会の実現につながる水素エネルギーの普及に向けて様々な種類の車両でその利用を図ることは重要です。

このため都は、燃料電池を搭載した乗用車に加え、バス等の導入を支援しています。

質 問 事 項

四の２ 「東京水素ビジョン」による2030年までのCO₂削減目標を具体的に伺う。

回 答

東京水素ビジョンでは、あらゆる分野でグリーン水素が本格活用され、脱炭素化に貢献することを2050年の目指す姿としています。

このため都は、グリーン水素の普及に向け、まずは水素の需要拡大に向けた取組を進めていきます。

質 問 事 項

五 中野区を会場とした「令和5年度国民保護共同訓練」について

1 今回実施された「令和5年度国民保護共同訓練」は「令和5年度の国民保護共同訓練実施意向等に関する調査について（回答）」の1から6のどの項目に該当するのか伺う。

回 答

「1 共同訓練（実動・図上訓練）の意向等について」です。

質 問 事 項

五の２ 2018年の文京区、2023年の練馬区では実施されなかった救出・救助訓練を、今回行った理由を伺う。救出・救助訓練を実施しようと提案したのはどの組織なのか併せて伺う。

回 答

弾道ミサイル落下後の関係機関の初動対処能力の向上を図ることを目的として、関係機関等と調整の上、実施しました。

質 問 事 項

五の３ 訓練想定は2018年の文京区、2023年の練馬区もほぼ同様の想定だが、「X国から弾道ミサイルが発射され」た場合、文京区、練馬区、中野区といった1つの自治体に対してのみ弾道ミサイルが発射されたとの想定は無理がある。なぜ弾道ミサイルを想定した避難訓練では単一の自治体を想定した避難訓練を行うのか伺う。

回 答

弾道ミサイル落下後の関係機関の初動対処能力の向上を図ることを目的として、関係機関等と調整の上、実施しました。

質 問 事 項

五の４ ３に関連して、多摩地域で「弾道ミサイルを想定した住民避難訓練」を、これまで実施していない理由について伺う。

回 答

弾道ミサイル落下後の関係機関の初動対処能力の向上を図ることを目的として、関係機関等と調整の上、実施しました。

質 問 事 項

五の5 今回の訓練と、2023年6月7日付都総務局総合防災部「弾道ミサイルを想定した避難訓練について（素案）」は、実施日以外変更はないと思われるが、その理解でよいか。実施日の他に変更点があれば伺う。

回 答

「弾道ミサイルを想定した避難訓練について（素案）」（令和5年6月7日付）は、関係機関等と調整するための資料です。

質 問 事 項

五の6 実施日以外に大きな変更点がないとすれば、訓練に対する世論啓発や訓練参加者の日程調整などを考えれば、外部への告知は早く行うことが望ましいと考える。にもかかわらず、都の告知は2023年12月15日、中野区は12月21日である。直前に発表した理由を伺う。また、告知時期について改善の必要があると思うが、見解を伺う。

回 答

関係機関等との調整が完了した時点で、速やかに公表しています。

質 問 事 項

五の7 本年1月1日に能登半島地震が発生した。このような状況下では、今回の訓練は当初予定通りに実施するのではなく、中止ないしは延期して、被災地支援に全力を向けるべきであったと考える。都から参加機関の内閣官房や総務省消防庁などに対して、訓練の中止や延期を申し入れたか。申し入れた場合は、その日時と内容及び参加機関からの返答を、申し入れをしていない場合は、その理由について伺う。

回 答

有事の際、自らの生命を守るためには、都民一人一人が速やかに避難行動を行うとともに、関係機関等と連携した避難者の安全確保のため、継続した訓練が重要です。

なお、能登半島地震においては、発災直後から避難所の運営や上下水道の復旧など、被災地のニーズを踏まえた支援を行っています。

質 問 事 項

五の8 今回の訓練想定にあるX国とは北朝鮮だと考えてよいか伺う。

回 答

特定の国を想定したものではありません。

質 問 事 項

六 自衛隊による市街地行進訓練について

- 1 自衛隊から警視庁に対し、市街地行進訓練について、事前の情報提供や道路使用許可申請の連絡を受けたか。受けた場合は、その日時と内容を伺う。

回 答

令和6年3月11日に実施された練馬駐屯地を出発地とする徒步行進訓練については、自衛隊から同訓練の実施場所を管轄する各警察署に事前説明がなされており、同年2月29日、同駐屯地の所在地を管轄する警視庁光が丘警察署において道路使用許可申請を受理しました。内容は、災害発生を想定した各区役所等までの経路の確認等と承知しています。

質 問 事 項

- 六の2 市街地行進訓練で、自衛隊が通行したのは歩道のみか。また警視庁が信号の調整や交通規制を行った場所があれば伺う。

回 答

本件訓練の実施に係る道路使用許可に当たっては、歩道が設置された場所では歩道を通行するなどの条件を付しています。

なお、信号機の調整や交通規制は行っていません。

質 問 事 項

六の３ デモの場合、警視庁がデモ隊の横を警備する事例がある。今回の市街地行進訓練で警視庁が行進訓練中の自衛隊を警備した事例はあるか伺う。

回 答

個別具体的な警備措置の内容等につきましては、今後の警備に支障が生じるおそれがあるため、お答えを差し控えさせていただきます。

質 問 事 項

六の４ 市街地行進訓練に関して警視庁が沿道の住民等に向けて事前にお知らせした場所はあるか。ある場合はその場所及び期間を、ない場合はその理由について伺う。

回 答

本件訓練は徒歩による移動のみであったと承知しており、交通規制を伴わず、一般交通に及ぼす影響が限定的であると認められたことから、警視庁から広報は行っていません。

質 問 事 項

六の５ 自衛隊が市街地行進訓練を行う際、都は自衛隊に対して市街地行進訓練の日時、行進ルートなどを市民向けにお知らせするように働きかけるべきであるが、警視庁の見解を伺う。

回 答

一般的に、マラソン等の路上競技のように、通行止めなどの交通規制により一般交通に及ぼす影響が著しい場合は、主催者に広報を依頼していますが、本件訓練はそのような影響があるとは認められませんでした。

質 問 事 項

七 朝鮮学校運営費補助金の不交付と東京都子ども基本条例について

- 1 「ぼくたちをなかまはずれにしないで」都民署名は3月22日までに18,421筆に達していると聞いている。すでに受理した日付と筆数を伺う。

回 答

都は、令和5年12月25日に8,232筆の署名を、令和6年2月20日に9,408筆の署名を、令和6年3月25日に781筆の署名を受領しています。

質 問 事 項

七の2 2021年4月に施行された「東京都子ども基本条例」は、「こどもの権利条約の精神にのっとり、こどもを権利の主体として尊重し、こどもの最善の利益を最優先にする」という基本理念を明確化している。こどもの権利条約は、いかなる差別も許さないことをうたっているが、国籍による差別も禁じていると考えるが、見解を伺う。

回 答

東京都こども基本条例の前文においては、「こどもの権利条約では、こどもに対するあらゆる差別の禁止、こどもの最善の利益の確保、生命・生存・発達への権利及びこどもの意見の尊重を一般原則としている。」と規定されているものと認識しています。

質 問 事 項

七の３ こども基本条例は「全てのこどもが誰一人取り残されることなく、将来への希望を持って、伸び伸びと健やかに育っていく環境を整備していかなければならない」とうたっている。全てのこどもとは国籍を問わないと考えてよいか伺う。

回 答

東京都こども基本条例に規定されている子供とは、全ての子供であると認識しています。

質 問 事 項

七の４ 本年３月13日の予算特別委員会において、子供政策連携室長は「施策の実施にあたりましては、東京都こども基本条例の理念と、施策の性質を踏まえ、判断されるべきものと考えている」と答弁した。「基本条例」の「理念」は個別の施策を含む都政全般に対する方向性を示すものであり、殊に人権に関する理念に例外はないと考えるが、見解を伺う。

回 答

東京都こども基本条例第1条においては、「この条例は、こどもの笑顔があふれる社会の実現に向けた基本理念及び東京都が取り組むべき施策の基本となる事項を定めることにより、こどもの健やかな成長に寄与することを目的とする。」と規定されているものと認識しており、施策の実施に当たっては、東京都こども基本条例の理念と施策の性質を踏まえ、判断されるべきものと考えています。

質 問 事 項

八 玉川上水整備活用計画と生物多様性について

- 1 第3回委員会では、「植生管理の進め方（生物多様性の保全）」について議論が行われ、まず、植生管理、別に、生物多様性について総合的に検討されることになったと理解している。今後の検討の予定を伺う。

回 答

史跡玉川上水整備活用計画検討委員会では、玉川上水の保存整備や植生管理の進め方などについて、検討をしてきました。

今後、都において、検討委員会における意見やパブリックコメントなども踏まえながら、計画改定案の検討を行っていきます。

質 問 事 項

八の2 年内の計画策定に向けた委員会開催とパブリックコメントなどの

予定を伺う。

回 答

都において、史跡玉川上水整備活用計画検討委員会における意見やパブリックコメントなども踏まえながら、令和6年中に計画改定案の検討を行っていきます。

